

物品、地域要件：県内本店、かつ、県北地域内本店、支店又は営業所、

県内本店、支店又は営業所

同等品申請：可・不可・必須

オープンカウンター方式についての注意事項

1 オープンカウンター方式とは、県が調達案件をホームページ等で公開し、参加を希望する事業者から見積書の提出を募り受注者を決定する方法です。

参加を希望する場合は、電子入札システム（以下「システム」という。）により指定の期日までに見積書を提出してください。

2 オープンカウンターによる見積合わせへ参加する際は、「福島県電子見積運用基準」及び「オープンカウンター方式実施要領」を遵守してください。

3 事業所の所在地等条件

本調達の対象事業者は以下の通りです。

(1)県内に本店を有し、かつ、県北地域（福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町及び大玉村）に本店、支店又は営業所を有する事業者に限定しています【県内本店、かつ、県北地域内本店、支店又は営業所】。

(2)県内に本店を有するものに限定しています【県内本店】。

(3)県内に本店、支店又は営業所を有するものに限定しています【県内本店、支店又は営業所】。

(4)福島県内に本店を有し、かつ、自社の印刷設備で製造する有資格者に限定しています。

したがって、この条件を満たさない事業者の見積りは、無効とします。

4 見積書には、【1品目あたりの単価（税抜き）】を入力すること。（円未満の入力があった場合は無効とします。）なお、契約決定にあたっては別途入札用度課で、1案件に記載のある品目毎の単価

（税抜き）×予定数量の合計金額の総額を算出し、一番低い見積提出者を契約者に決定します。

（1案件毎に契約者を決定します。）

なお、契約決定となるべき同額の見積書を提出した者が2人以上あるときは、「別記」記載の方法により契約者を定める。

この契約は、システムに入力された金額を契約単価とし、支払金額は、契約単価に購入数量を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、見積者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額をシステムに入力してください。

5 仕様等について不明な点がある場合は、登録日から起算して3日目（休日を除く。）までの間に、電子入札システムにより質問を提出し確認してください。

6 同等品申請の可否について

~~(1) 本案件は、同等品申請を認めません。~~

(2) 本案件は、同等品申請が可能です。

①同等品による見積書を提出する場合は、登録日から起算して6日目（休日を除く。）までの間に、カタログ等を添付して同等品申請を電子入札システムにより提出してください。承認又は不承認は、県が電子入札システムにより回答するので、同等品による見積書は、県の承認を得た後に提出してください。

②仕様書の「特定調達品目欄」に「○」が記されている品目は「うつくしまグリーン購入ガイドライン（物品）」の対象品となりますので同等品申請をされる場合は注意願います。

~~(3) 本案件は、同等品申請が必須です。~~

~~登録日から起算して6日目（休日を除く。）までの間に、カタログ等を添付して同等品申請を電子入札システムにより提出してください。承認又は不承認は、県が電子入札システムにより回答するので、県の承認を得た後に見積書を提出してください。~~

7 当日の状況により見積合わせ実施時間がずれることがあります。また、見積合わせへの立ち会いは認めおりません。

8 最低価格が予定価格に達しなかった場合は、再度見積合わせを行う場合があります。

■契約書・請書の作成などについて

1 契約書など

「契約書」を2部作成し、提出いただくことが必要です。別途連絡いたします。

なお、本契約案件は、県が調達した電子契約サービスを利用した契約締結を行うことができます。電子契約による契約締結を希望する場合は、契約決定後、すみやかに「電子契約利用申出書兼メールアドレス確認書」に必要事項を記載のうえ、入札用度課 (nyuusatsu_youdo@pref.fukushima.lg.jp) 宛に電子メールにより提出してください。（※電子契約を希望しない場合は従来の書面による契約とします。）なお、電子契約の詳細については、福島県ホームページの電子契約サービスのページを参照してください。

（電子契約サービスのページ／<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01115c/nyusatsu-160.html>）

2 提出期限

見積決定後、10日以内（土日等を除く）に提出してください。

別記

オープンカウンター方式の見積合わせにおけるくじ

オープンカウンター方式の見積合わせの結果、契約決定となるべき同額の見積書を提出した者が2人以上ある場合は、「くじ」により契約者を決定する。

- 1 「くじの数」については、有資格者コードの下3桁の数値を使用する。
- 2 くじの手順
 - (1) 有資格者コードの小さい順にくじ番号（0、1、2・・・）を付与する。
 - (2) 1のくじの数を合算し、その合計額を見積書の数で除算し、余りを算出する。
 - (3) 上記(2)の計算結果による余りと一致した上記(1)のくじ番号の見積合わせ参加者を契約者とする。

【例】見積合わせ参加者3名が同額の場合

- 1 有資格者コード順にくじ番号を付与する。

A社 (有資格者コード 0 0 0 2 1 2 0 0 3) ·····	くじ番号 1
B社 (有資格者コード 1 0 0 0 3 3 6 4 5) ·····	くじ番号 2
C社 (有資格者コード 0 0 0 0 0 3 0 2 5) ·····	くじ番号 0
- 2 くじの数の和を求め、同額見積者数で除算し、余りを算定する。

A社 (くじの数 0 0 3)	合計 ($0 0 3 + 6 4 5 + 0 2 5 = 6 7 3$)
B社 (くじの数 6 4 5)	
C社 (くじの数 0 2 5)	余り ($6 7 3 \div 3 = 2 2 4 \cdots \text{余り } 1$)
- 3 契約者の決定
契約者は、余りの1と一致するくじ番号であるA社となる。